

# 令和7年度住民税（市民税・県民税）の申告について

住民税は、みなさんの所得に応じて負担していただきます。

この申告は、あなたの令和6年中の所得（1月1日～12月31日まで）について申告していただき、令和7年度住民税の基礎とするものです。

必ず申告受付期間内（3月17日（月）まで）に提出してください。

※申告受付期間内に申告されないと、各種控除を受けられなかったり、所得についての証明を受けられないことがあり、不利な取扱いが生じる場合がありますのでご注意ください。

## 住民税申告が必要な方

**賦課期日（令和7年1月1日）に相生市に住所があり、令和6年中に基準以上の所得のあった方**

- （1）給与所得者で農業、営業等、給与以外の所得がある場合
- （2）国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方および公営住宅に入居されている方は、所得の有無にかかわらず申告していただく必要があります
- （3）公的年金収入等がある場合、確定申告または住民税申告で、公的年金の源泉徴収票に表示されている以外の控除を追加することで、税額が減額される場合があります
- （4）確定申告をした方、または所得が給与のみで年末調整の済んでいる方は、上記（1）（2）に該当しても原則として住民税申告をする必要はありません。ただし、給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得の合計額が20万円以下のため、確定申告不要の場合でも住民税申告は必要です。また配当所得については、住民税申告が必要な場合があります

※所得税の確定申告については裏面参照

## 郵送で住民税申告ができる方

- （1）国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方、公営住宅に入居の方
- （2）令和6年1月から12月中に所得がなかった方  
（遺族年金・障害年金などの非課税収入、他者の援助のみでそれ以外に収入がない）  
上記（1）（2）いずれにも該当する場合は、郵送でも申告可能です。

## 郵送での申告に必要なもの

- ①同封の「令和7年度分市町村民税・道府県民税申告書」

（表面に住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号を記入

裏面下部「〇前年中に所得のなかった人は記入してください」欄に詳細を記入

- ②申告者本人のマイナンバーカードまたは、

通知カードおよび顔写真付き身分証明書（運転免許証など）のコピー

# 所得税の確定申告について

所得税の確定申告は、パソコンやスマートフォンを利用した、電子申告が便利です。  
(所得税の確定申告をされた方は、通常、住民税の申告は不要です。)

国税庁ホームページでは、所得税の確定申告に関する情報が公開されています。ふるさと納税の寄附金控除や医療費控除に関する情報、申告書の作成手順の動画なども掲載されています。

令和6年分の所得税の確定申告は、令和7年2月17日(月)～3月17日(月)ですが、還付申告は2月16日(日)以前でも提出できます。

- ☑ 案内に従い金額などを入力するだけで、申告書が作成可能(自動計算)
- ☑ 確定申告時期には、24時間いつでも利用可能
- ☑ 混雑した確定申告会場で長時間待たされることがない
- ☑ 還付金の振込処理がより早い



国税庁ホームページ「令和6年分確定申告特集」 →

## 令和6年分確定申告特集

所得税・贈与税の  
申告・納付は

令和7年  
3月17日(月)まで

個人事業者の消費税等  
の申告・納付は

令和7年  
3月31日(月)まで

[納付の期限等について、詳しくはこちら\(PDF/1.58MB\)](#)

### よく見られているページ

 <p>医療費控除を 受ける方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>	 <p>住宅ローン控除を 受ける方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>
 <p>ふるさと納税を された方へ</p> <p>申告方法の動画を見る</p>	 <p>動画で見る 確定申告</p>

### トピックス

スマホとマイナンバー  
カードでe-Tax!

マイナポータル連携で  
自動入力!

使ってみると便利です!  
キャッシュレス納付!

### 確定申告情報

確定申告書等を作成する <a href="#">確定申告書等作成コーナーはこちら</a>	申告の流れ・申告が必要な方 <a href="#">インボイス発行事業者の登録を受けた方もこちらをご覧ください</a>
申告の準備に関する 情報を見る	確定申告に関する 疑問を調べる
ケース別の情報を見る	こんな収入の 申告漏れにご注意
税金の納付や還付手続	確定申告に関する その他の情報を見る

※ 住民税の申告はインターネットで行うことができません。ご了承ください。